

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月17日

秋田市長 穂積 志 殿

提出者

住 所 秋田市茨島1丁目2番3号

氏 名 株式会社 東北機械製作所

代表取締役 中島信勝

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 018-862-5541

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社東北機械製作所 マテックス事業部
事業場の所在地	秋田市川尻若葉町6番1号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	鉄鋼業(鋳鋼製造業)
② 事業の規模	製造品出荷額 1,701百万円/年
③ 従業員数	92人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1、別紙-2のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)  別紙-3のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙-4のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) 鋳物廃砂の回収による工場内リサイクルの継続。 研掃設備から排出される廃棄物から砂を分離、工場内リサイクルとし、廃棄物を減少。	
② 計画	【目標】 別紙-4のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) 工場内リサイクルと、社外での鋳物砂再利用を継続する。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋳物砂研掃設備で分離した砂のリサイクルは平成26年4月から再開し継続している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 研掃設備での砂分離で、鋳物砂再利用とセメント原料への再生利用を継続する。	

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】      別紙-2、別紙-4のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 当社の再生利用品全量処理リサイクルは、平成26年4月から再開となり継続している。 余剰となり保管タンク満杯時に埋立産廃行きになっていた分を鋳物砂として再利用出来るルートを確立し、令和5年7月より社外での再利用継続する。		

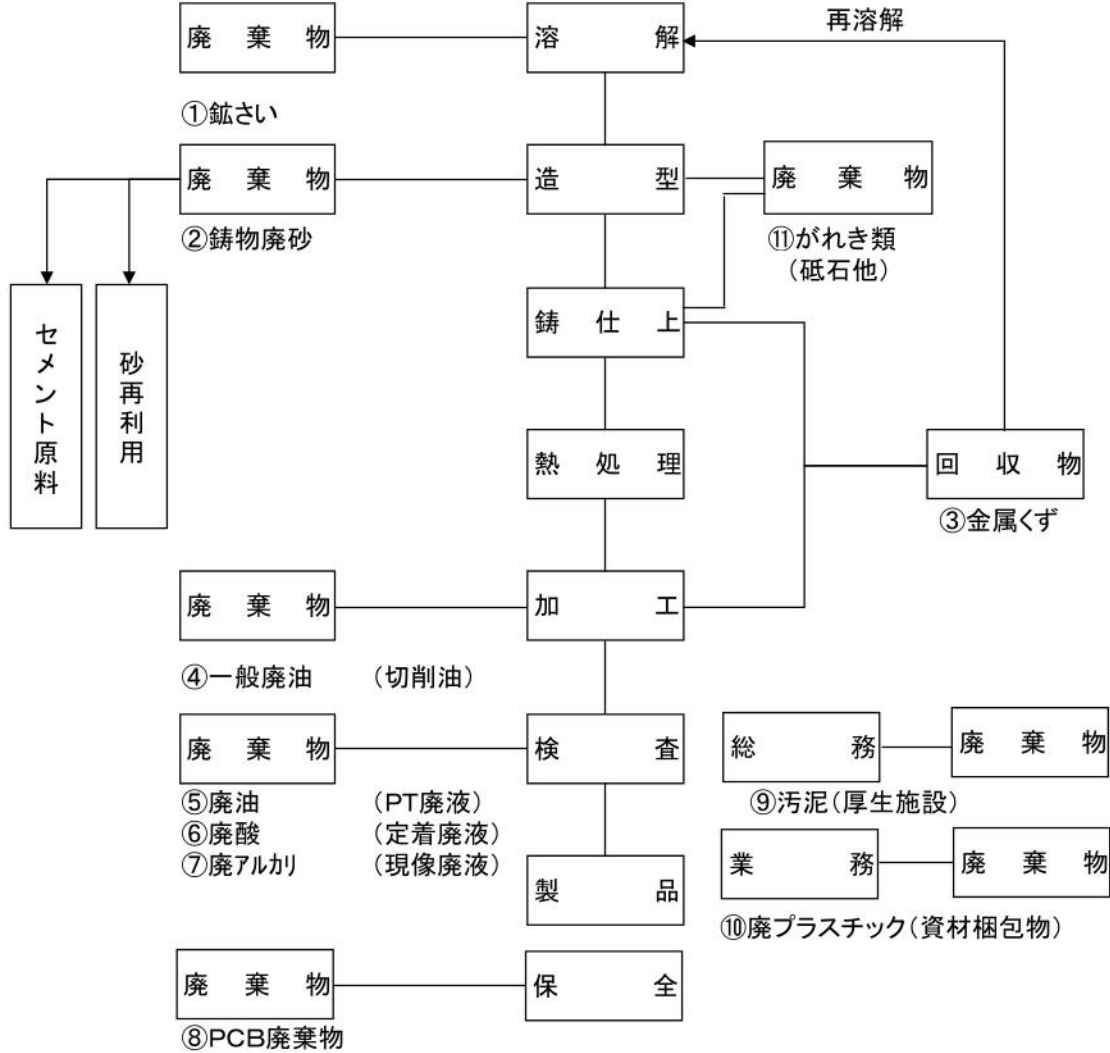
(第5面)

②計画	【目標】別紙-2、別紙-4のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 再利用業者（セメント原料および鋳物砂再利用）への処理委託の継続 と、優良認定処理業者への委託を継続していく。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理工程(発生工程)



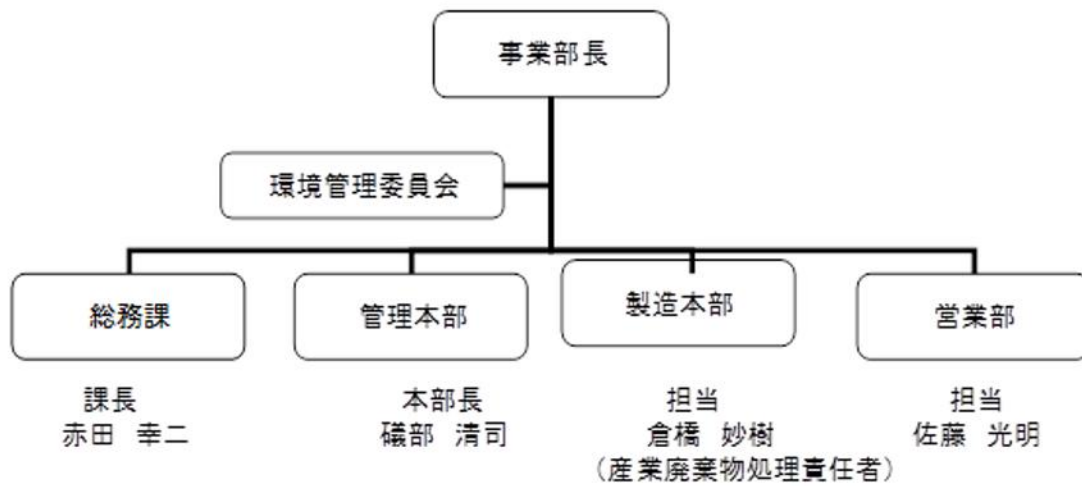
廃棄物名	発生場所	処理方法(業者委託)
① 鋳さい	溶 解	埋 立
② 鋳物廃砂	造 型	セメント原料・鋳物砂再利用
④ 一般廃油	加 工	焼 却
⑤ 廃 油	検 査	焼 却
⑥ 廃 酸	検 査	電 解・中 和
⑦ 廃アルカリ	検 査	中 和
⑧ PCB廃棄物	保 全	破 碎・埋立
⑨ 汚泥	総 務	天日乾燥
⑩ 廃プラスチック	業 務	破 碎
⑪ がれき類	各 種	破 碎・埋立

産業廃棄物の一連の処理工程…処理業者、処理方法

委託処理一覧		(株)東北機械製作所マテックス事業部		
区分	小区分	運搬受託者	処分事業場	
			中間処理	最終処分
鉱さい	鉱さい	(有)高島興業		秋田県環境保全センター 管理型埋立
	鋳物廃砂	(株)秋田エスエス商運	太平洋セメント(株)大船渡工場 ロータリーキルン炉で石灰石等と 混合焼成しセメント原料へ	
	鋳物廃砂	旭運送(有)	旭有機材(株)栃木工場 焙焼処理を実施し鋳物砂を 再利用	
廃油	一般廃油	豊興産(株)	ユナイテッド計画(株)	ユナイテッド計画(株)
	廃油(PT液)			
廃酸 廃アルカリ	定着液	ニッコー・ファインメック(株)	ニッコー・ファインメック(株) 電解・中和	
	現像液			
PCB廃棄物	低濃度PCB機器	ユナイテッド計画(株)	ユナイテッド計画(株)	ユナイテッド計画(株)
	汚泥	(有)デオックス	豊興産(株)	豊興産(株)
廃プラスチック類	廃プラスチック	(有)田口清掃	(株)青南商事	(株)青南商事
	がれき類	浮田産業輸送(株)	(株)東環	(株)東環



## 廃棄物 管理体制図



### 【各工程担当者】

溶解	藤田 翔
第一造型	田口 晃大
第二造型	佐藤 光佑
第一仕上	秋山 昭一
第二仕上 加工	岩淵 仁
検査	鈴木 康成
保全	村井 勝幸

